

福岡市公報

令和 7 年 5 月 12 日 第 7143 号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目
次次
目

ページ

○福岡市学校給食費条例の一部を改正する条例の施行期日を定める 規則（第59号）	1
○福岡市学校給食費条例施行規則の一部改正（第60号）	1

規

則

福岡市学校給食費条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 5 月 12 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第59号

福岡市学校給食費条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡市学校給食費条例の一部を改正する条例（令和 7 年福岡市条例第43号）は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

福岡市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 5 月 12 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第60号

福岡市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市学校給食費条例施行規則（平成21年福岡市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 3 条第 1 項に規定する」を「第 3 条第 1 項ただし書の」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(給食費に関する給付)

第 4 条の 2 条例第 3 条第 1 項ただし書の規則で定める給食費に関する給付は、次に掲げる給付のうち給食費に充てるものとして支給されるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の援助
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の教育扶助
- (3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項に規定する経費の支弁
- (4) 次のいずれかに該当する者の保護者等に対して市が行う給付
 - ア 小学校に在学する児童又は中学校に在学する生徒で、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障がいの程度に該当する者
 - イ 小学校の特別支援学級に在籍する児童又は中学校の特別支援学級に在籍する生徒
- (5) 次条から第13条まで（第11条及び第12条を除く。）の規定により徴収することとされる額から前2号に掲げる給付のうち給食費に充てるものとして支給されるものの額を減じて得た額について市が行う給付

第5条中「第3条第1項に規定する給食費の額」を「第3条第1項ただし書の規則で定める額」に改める。

第10条を次のように改める。

（就学援助認定者等の給食費の額）

第10条 年度の途中で第4条の2に規定する給食費に充てるものとして支給される給付が廃止されたことにより、徴収する給食費に係る給食の回数が実際に児童又は生徒に対して実施された給食の回数と異なる場合においては、前条（第1項第1号から第4号まで及び第4項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「3月（市外転出等により年度の途中で給食を終了したときはその終了した月。」とあるのは、「第4条の2に規定する給食費に充てるものとして支給される給付が廃止された月（」と読み替えるものとする。

附則に次の1項を加える。

（令和7年7月分の給食費の額の特例）

- 3 第9条第1項各号のいずれかの事由により、令和7年4月から7月までの期間において、徴収する給食費に係る給食の回数が実際に児童又は生徒に対して実施された給食の回数と異なる場合における同条の規定の適用については、同項中「3月」とあるのは、「7月」とする。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。